

1 1 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和3年11月25日 午後2時30分

場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和3年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の署名委員の指名を行います。 顕原委員と木阪委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思ひます。本日の議題のうち、報告事項4、協議事項1については、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項4、協議事項1については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思ひます。 議案第1号から6号までについて、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、議案第1号について御説明します。 資料は6ページの「令和3年度11月補正予算（案）の概要」を御覧ください。「給与費関係」についてですが、去る10月14日に実施された人事委員会の勧告を受けまして、給与改定に係る所要の補正と全庁的な既定予算の過不足分等を調整した補正を行うものです。</p> <p>期末手当の引き下げが行われた、今回の勧告を受けまして、【主な増減要因】の表にありますように、まず、期末手当について、支給割合を年間0.15月分引き下げることに伴い7億6,779万3千円の減額を、また、期末手当の引き下げに伴う共済費の減として1億4,702万4千円の減額となっております。そして、現員現給既定予算の減として27億5,430万7千円の減額となっております。以上によりまして、合計で36億6,912万4千円の減額補正を行うものです。</p> <p>1ページ戻っていただいて、5ページを御覧ください。この結果、補正後の県教委所管の一般会計予算の総額は、一番右の下にありますように1,230億3,785万9千円となります。</p> <p>議案1号の説明は以上です。 続きまして、議案第2号及び3号について御説明いたします。資料の10ページをお開きください。</p> <p>1の「改正の趣旨」についてですが、議案第1号と同様、人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例や、一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。</p> <p>2の「改正の概要」についてですが、(1)の期末手当の改定につ</p>

いて、各支給期における支給割合を改定するものです。令和3年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分とし、令和4年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.20月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は0.15月分引き下がることとなります。（2）の「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応について、見直しに係る経過措置を廃止し、当該廃止に伴い給料表を改定するものです。

3の「施行期日」についてですが、公布の日から施行することとしたいと考えております。ただし、2（1）の期末手当の令和4年度以降の支給割合及び2（2）については、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

続いて、資料の75ページをお開きください。議案第4号について御説明いたします。

1の「改正の趣旨」についてですが、先ほど御説明した人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定を踏まえて、特別職関係の2つの条例の一部を改正しようとするものです。

2の「改正の概要」についてですが、期末手当について各支給期における支給割合を改定するものです。令和3年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とし、令和4年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は0.10月分引き下がることとなります。

3の「施行期日」についてですが、公布の日から施行することとしたいと考えております。ただし、期末手当の令和4年度以降の支給割合については、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

以上が、議案第2号から第4号の説明です。

続いて、議案第5号及び第6号について御説明いたします。資料は86ページと95ページになります。

1の「改正の趣旨」についてですが、これまで御説明した人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の条例の一部を改正しようとするものです。

2の「改正の概要」についてですが、（1）パートタイム会計年度任用職員の報酬及び（2）フルタイム会計年度任用職員の給料について、「定型的な業務に従事する職員」及び「相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員」などの報酬・給料の上限額を改定するものです。

3の「施行期日」についてですが、令和4年4月1日から施行することとしたいと考えております。

以上が、議案第5号及び第6号の説明です。

以上のとおり、県教委関係の11月補正予算案、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号から6号までについて説明がありました。意見、質問はありますか。
教 育 長	議案第1号から6号までについて、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第1号から6号までを承認いたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	<p>「令和4年度教職員人事異動方針」を、お手元の資料101ページのとおりに定めましたので、概要について御報告します。</p> <p>この人事異動方針は、今年度末の人事異動を行うに当たっての基本方針を示したものです。</p> <p>まず、人事異動の基本的な考え方ですが、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。</p> <p>このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下についてです。昨年度から1及び2の内容を変更しておりますので、御説明いたします。</p> <p>1に示していますように、教職員全体について、専門性や教職員構成等を踏まえて、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>昨年度までは県立学校においては10年を超える者については、原則として異動を行うこととしておりましたが、人事異動をより一層円滑に進めていくため、また、学校組織の活性化を図るために、7年に変更しております。</p> <p>2ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。また、ここでは、昨今の社会情勢を踏まえ、新たに「社会の変化に的確に対応できる者」という文言を追加しました。</p> <p>3ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>最後の4ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していきます。</p> <p>こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。なお、この異動方針は、今月末に全ての公立学校の教職員に、周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>

教 育 長	ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
小 崎 委 員	「女性管理職の採用昇任に努める」とあります。昔に比べて最近では女性の校長先生や教頭先生が増えてきたと思うのですが、やはりまだまだ少ないというのは何か理由があるのでしょうか。以前、なりたい人がいない、希望する人がいないということをお聞きしたことがあります。結婚されている女性は家庭のことが理由で、なかなか管理職になりたがらないというのも聞いたことがあるのですが、なにか原因があるのですか。
教 職 員 課 長	委員がお示しのような要因というのもあると思います。基本的には男性女性の比率、例えば中学校や高校であれば女性の教諭の割合が少ない、そういうことも要因としてはあると思いますし、また管理職になった場合に自分の生活の基盤と配置との関係とか、数年前からはある程度考慮するという動きとしてはありますが、やはり今、お示しもあったようなことも要因としてはあると思います。そういった意味でしっかりと課題を取り除いて、男女問わず力のある方に管理職に昇任していただきたいと考えております。
佐 野 委 員	「新しく社会の変化に的確に対応できる者」というのを入れられたということですが、具体的にどんな内容を想定されていますでしょうか。
教 職 員 課 長	具体的にというのは、変化の先を見通せない時代の中で、どういった場合にも対応できるということで、具体的にこれということではありません。ただここ数年ですと、例えばコロナウイルス感染症の対応だったり、またそれに伴うことで急速に動いておりますICTが教育に求められたりだとか、そういう、2年前3年前には全然考えられていなかった動きが現実には起きている。そういったことも含めて想定しております。
木 阪 委 員	1番の「7年」という数字が、なぜ7年なのか教えていただきたいのと、4番の「人事交流」とありますが、具体的に人事交流がどのようなものなのか教えていただけますか。
教 職 員 課 長	まず小中学校は、今まで7年でやっておりました。県立学校につきましては10年ということでしたけれども、人事異動の活性化そういったことを踏まえて小中学校と同じ7年としたものでございます。それから人事交流としては、例えば小中学校間もございまして、高等学校でいうならば地域間もありますし、普通科学校と専門高校、あるいは特別支援学校と普通科高校の交流とか、そういった様々な交流を進めていきたいと考えております。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。続いて、報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。

<p>高校教育課長</p>	<p>令和4年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、御報告いたします。会議資料の102ページから入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。なお、教育委員の皆様には、本実施要領の冊子もお配りしております。</p> <p>本実施要領は、7月13日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月26日に発表したところでございます。</p> <p>102ページの2(1)にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月8日(火)に国語、数学、英語、社会、理科の順で行います。次に、3の推薦入学ですが、面接等は2月8日(火)に実施いたします。また、104ページの4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜についてですが、実施校が昨年度より増えて、今年度は3校で実施いたします。また(5)にあるように今年度から3校共通問題を実施することにしていきます。5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び105ページの6 第二次募集については、日程以外に変更はございません。なお、令和4年度入学者選抜より新たに実施することとしました、7 秋季入学者選抜については、8月19日(金)に実施いたします。</p> <p>107ページを御覧ください。ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示ししております。3のところですが、3月2日(水)に検査を実施いたします。</p> <p>なお、令和4年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を11月15日に行い、記載内容の周知を図ったところであり、今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>一昨年、昨年とコロナの影響等について対応されたと思いますが、随分落ち着いてはきましたけれども、第6波があるかもしれないということで、その辺りの対応は例年通りという形になるのでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>入学者選抜の日程その他については、予定通り実施をしようと思っております。感染症対策と致しましては、昨年度も一生懸命やりましたが、今年も入ってくる時の防止から実施中の防止、換気をするとか、そういった詳細については、取りまとめて12月に各学校に指示を出そうと思っております。しっかりと感染症対策をし、無事に学力検査が終了するように努めてまいりたいと思っております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>ワクチン接種が進んできていますが、発熱に因る体調不良の場合、どのように対応していくのか教えてください。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>各学校で学力検査の日には、検査会場以外に体調不良の者の部屋を必ず用意するようにしています。数が多くはならないという想定では</p>

	ありますが、別室受験をさせることで体調不良の対応が可能であると 考えております。
教 育 長	受けられなかった場合にはどうなりますか。
高校教育課長	当日受けられなかった場合につきましては、中学校から提出された 調査書を基に入学者選抜の対象になりますので、それらの資料を参考 に選抜させてもらうこととなります。
教 育 長	それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	10月25日に開催しました「令和3年度第5回県立高校将来構想 検討協議会」の協議概要について御報告いたします。 資料108ページを御覧ください。 今回は、2の協議の概要にありますように「次期県立高校将来構想 の素案の検討資料」について、御協議いただきました。 3に委員からの御意見をお示ししています。 (2)を御覧ください。1番目、2番目の○にありますように、 「地域・社会や地元企業と連携・協働した教育活動を通じて、多様な 人々と交流したり、地元の歴史や文化に触れたりすることにより、豊 かな心を育む教育が充実していく」、「生徒と熟議をした際に、生徒 が『地域の人から学べるのがたくさんある』と実感していることを 改めて知ることができた。至る所に地域との連携・協働の記載がある ことはよい」などの御意見をいただきました。 109ページを御覧ください。(3)については1番目、2番目の ○にありますように、「生徒たちが多様な人と出会うことによって、 色々な価値観を知ることができるため、一定の学校規模は必要であ り、この再編整備の基本方針は非常によい方向性ではないかと思 う」、「多くの生徒が高校卒業後すぐに社会に出る工業高校にとっ て、高い使命感や倫理観、規範意識を身に付けさせることは非常に大 切である」などの御意見をいただきました。 また、いただいた御意見も踏まえながら、次期将来構想の素案を事 務局がまとめることで御了解をいただきました。 以上です。
教 育 長	ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、 意見、質問はありますか。
穎 原 委 員	学校の統廃合というのは、少子化が進んでいく中でやむを得ないと は思います。しかし、委員さんの意見でも書かれているように、遠距 離通学をする生徒さんの負担に対して、修学支援が大事だと思うので すが、今現在でも遠距離通学されている生徒さんいらっしゃると思う のですが、そういった人に対して、現在具体的に行っている支援等 があれば教えていただけますでしょうか。
教育政策課長	遠距離通学にかかる支援といたしましては、ひとづくり財団の奨学 金がございます。それ以上の制度については現時点ではありませぬの

<p>教 育 長</p>	<p>で、国に要望している状況です。</p> <p>奨学金についてはそれだけですが、それ以外では、J Rなどに対して便数を増やしてほしいとか、通学的時間帯に円滑にできるようなダイヤなどを毎年度、要望しております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>流れからすると最終案を受け入れざるを得ないという感じがします。今回、多様なニーズに合う学校を一カ所に集中させていくということになっていますが、せっかく集中させているのに、そこに通う子ども達が利用しにくくなるのであれば、なかなかその役割を果たすことができないのではないかと思います。交通だけでなく宿舎なども整備し、遠隔地からも通えるような状況にしていただけないかと思います。</p> <p>それと、学力を伸ばすことを目的とする一貫校の必要性ですが、県外だったら広島県の叡智学園、毛色は違いますが島根県海士町の海士ゼミなど、非常に特色のある生徒さんを育成する試みをされていますが、こういった先進事例を山口県ではどのように参考にしていくのか、その辺りどのような気持ちを持って一貫校を考えていらっしゃるか教えてください。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>山口県内には中高一貫教育校として、中等教育学校と併接型と連携型の三種類があります。これまで10年以上経ちましたので、これまでの成果と課題を今後どうするかということも考えないといけないですし、山口県の課題のひとつとして、小学校から中学校に上がる時に県外に出て行く、それから中学校から高校に上がっていく時に県外に出て行く、こういう生徒が一定数います。それらの理由を聞いてみましたところ、進学目的で出て行く子、部活動で出て行く子、いろいろな子どもがいるんですけど、その内の進学校に行きたいという子どもたちに対しては、対応できるのではないかと考えています。この辺りは子ども達のニーズも聞いてみて県内定住、外に出て行く子ども達を引き留める策になるのであれば、そういう中高一貫教育校を県内に用意する必要があると考えているところです。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>そういう子ども達の受け皿になるようなものができるのであれば、良いことだと思います。</p> <p>働き方改革について、何をして働き方を改善していくのか、それをする中で何を変えていくのか、というところをもう少し具体的に示した方がいいかと思います。働き方改革について、様々なところで聞きますが、なんとなく漫然とこのことをできないことの理由にはいけないと思いますし、具体的にどのようなことを改善して、何をしていくのかということを示すことで、子ども達を教育して成長することに関与する仕事として、どんな良い方向性が打ち出せるのか、そういったところをある程度、具体的に出すというのも大切だと思います。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>働き方改革の具体的な取組ということでしょうか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>そうですね、今でも、色んな改革されていますよね、校務システムとか残業を管理するとかあると思いますが、とりあえずこれを目標に</p>

教職員課長	<p>しますよとか、これをする事で子ども達の教育に良い影響があるとかを出すなど、これが今回の働き方改革という具体的なところを、少しでも区分しながら出していった方が良いのではないかと思います。</p> <p>教員の働き方改革について、即効性のある対策というのは、なかなか難しく、ひとつひとつできることを積み重ねていかなければいけないと考えています。その中で県教委としては、学校における働き方改革の加速化プランをこの7月に改定し、教育委員会会議でも報告しているところです。その中で上限規制として、月45時間、年間360時間を超える教員を0%に近づけるという目標を立てて取り組んでおります。その中でお話がありました統合型校務支援システムを今年度中に全ての県立学校、あるいは特別支援学校にも前倒しして実施したり、部活動方針での取組がしっかりと定着するように支援したり、あるいは学校支援人材の活用について取り組んでいるところです。新たに上限規制というものができましたので、できる限りそういった上限規制を進めていくために、先生方も意識を変えていくような取組をしていかなければいけないと考えています。その中で例えば、勤務時間を把握できるようにICカードのシステムを確保するなどしておりますが、結論から申しまして、これはということで減るということはなかなか難しく思いますが、本当にひとつひとつできることをしっかりとやっていきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>高校再編の関係で言えば、109ページの(3)3つ目の○のところですが、一定の学校規模があれば教員数が増え、働き方改革が進み、生徒と向き合う時間が確保できるということで、ある程度の学校規模になれば、教員の方も生徒に向き合える十分な時間が作れるということで、そういうことで働き方改革も進んでいくのではないかと考えているところです。</p>
佐 野 委 員	<p>一番の目的は子ども達を教育する上で、どうしたら良い方向に行くかということだと思いますが、もう少し具体的に、これを変えるから、こうしたんだということの方があまり見えてこないように感じています。</p>
高校教育課長	<p>御意見とてもよくわかりました。どうしても県立高校将来構想ですので、各施策の方向性を述べるというところがこの冊子の大きな役割なので、具体性に欠けているというところは、おっしゃるとおりかもしれません。ですが、この構想を基として、担当課の方で具体的な施策を考えていきますので、そちらの方で御期待に応えられるように頑張りたいと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>委員さんからの意見の中で質問の欄とかあるのですが、108ページの下の方のふたつの○で「本県の将来」というところと、「山口県以外の」という二つの委員さんの意見に対してどのようにお答えになったのか教えてください。</p>
高校教育課長	<p>下から二つ目の質問につきましては、県外に居ても、どの立場にあっても山口県の方を応援してもらいたい。山口県を好きになる子を小中高とずっと続けて育ててきていますので、そういう思いを持ってお</p>

	<p>れば良いという対応をしたと思います。御意見をお伺いして文言については検討するという言い方で、全ての御意見に対してこちらの考えだけ押し付けるということはしませんでしたので、「御意見を承ります」という言い方をしたこともありますし、数値などの質問であれば、こちらでも答えましたが、「御意見を参考にさせていただきます」という言い方でお返ししたこともあります。ここについては「御意見をお伺いして参考にさせていただきます」としたと思います。今後、素案を作っていく中で、それを反映させるところもありますし、県教委の考えで表現させてもらったこともありますので、それについてまた委員会の検討協議会の方で改めて御意見を伺ってみようと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>108ページの最後の意見に関しては、なかなか面白いことを言う委員さんだと思いました。私もこの意見を見るまでは、「生徒が山口県に定住し」とあるので、定住しなくても県に対して山口県愛というか、貢献できるという考え方もあると勉強になりました。</p>
高校教育課長	<p>やはり18名の委員の方々にいろんな立場の方がおられて、それがとても良い将来構想に繋がっていると思います。全て一方向の意見でない協議会が続けられています。毎回2時間の時間が足りないくらい、いろんな意見が出ますので、とても良い協議会になっております。</p>
和 泉 委 員	<p>様々な高校がそれぞれのどういう生徒を育てたいのか、改革によってどういった子ども達を育てたいのか、山口県の高校で教育を受けたら、ものすごく成長するんだという姿が見えるような改革が行えればと思います。いろんな改革がなされてもその最終的な変化が高校生の成長に繋がるような改革をしてほしいと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和3年12月23日（木）午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>